

「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する予算要望」 について

わが国で26年ぶりに発生が確認され、いまだ野生イノシシでの感染が拡大する豚熱（CSF）、人類を恐怖に陥れている新型コロナウイルス感染症等、緊急かつ継続的な課題の解決に向け中心的な役割を担う獣医師の処遇、獣医療提供のための環境整備が不十分であるとして、令和2年9月24日、農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会合同会議あて、「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する予算要望」について、日本獣医師連盟と連名で要請した（別記）ので、ここに紹介する。

【別記】

農林・食料戦略調査会・農林部会・農政推進協議会
合同会議 令和3年度 農林関係予算関係要望

獣医師及び獣医療に関する施策の 整備・充実に関する予算要望

令和2年9月24日

公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につき、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）、日・EU経済連携協定、日米貿易協定等のほか、東アジア地域包括経済連携協定（RCEP）等の交渉も進展しており、今後はアジアをはじめ世界各国との人、物等の広範な国際交流が飛躍的に拡大することが期待されます。しかし、アジア地域には口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（ASF）等の越境性感染症や新型インフルエンザ等の人獣共通感染症が頻発・常在化しており、経済活動の国際化の進展に伴い、常にこれらの感染症が我が国に侵入する危険性が懸念されます。

現に、我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱（CSF）は、野生イノシシへの感染も伴って広域に拡散し、過半の都府県において飼養豚へのワクチン接種の再開を余儀なくされ、本年4月には家畜伝染病予防法の改正が行われました。このような海外悪性伝染病がひとたび侵入すれば、今回の豚熱、平成22年に発生した口蹄疫等における防疫対応のように、長年にわたる育種改良により築き上げた優良

な畜産資源を、広範な地域単位で一度に全て失う悲劇的な被害に繋がることとなります。

一方、動物由来の新興感染症である新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。本感染症の影響は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸念されています。近年の新興・再興感染症の多くは、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等のように動物由来の人獣共通感染症となっています。これらの新興感染症等に適切に対処するためには、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉えて対処する「ワンヘルス」の実践体制の構築が不可欠となっていますが、遺憾ながら我が国における対応は、農林水産省、厚生労働省、環境省等の縦割り行政となっており、極めて不十分な体制に留まっています。

これらの緊急かつ継続的な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要望いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正する

ため、次の施策を講じること。

- ① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生臨床実習の受入れを行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の受入体制の整備
 - ② 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設し、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等、公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善
- (2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図ること。

2 高度かつ専門的な獣医療の提供のための卒後臨床教育・生涯教育の充実・強化

- (1) 獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するため、現行の「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を拡充し、拠点となる家畜診療所等の体制整備とともに、改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当指導獣医師（以下「農場管理獣医師」という。）、新規獣医師等の育成と、「認定・専門獣医師制度」の構築を含む高度獣医療の提供体制の強化を図ること。
- (2) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じること。
 - ① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築
 - ② 産業動物診療領域等における人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）等の活用による離島、中山間地等の獣医療遠隔地を含む畜産経営等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策の検討及び推進

3 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

- (1) 改正家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者の責務として遵守が義務付けられた飼養衛生管理基

準（①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施、②飼養衛生管理マニュアルの作成、③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置、④放牧制限時の避難用設備、死体の埋却用地等の確保、⑤人、物品、車両等の消毒設備の設置、⑥野生動物の侵入防止措置等）の遵守体制確立のため、家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じること。

- (2) 農場ごとの家畜衛生管理業務（①飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等、②高品質で安全な畜産物の安定供給、③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性（AMR）対策の推進、④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等）の農場管理獣医師への一元化、豚熱ワクチン接種に協力する雇上げ獣医師の日当の引上げ（現行の 12,890 円を 50,000 円以上に）等、改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図ること。
- (3) 豚熱、口蹄疫、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の 6 割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。
- (4) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、全国的に構築された医師と獣医師の連携体制の下での「ワンヘルス」の実践施策を強化するとともに、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性感染症等の我が国への侵入を未然に防止するため、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等に支援すること。
- (5) 家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実のため、獣医療分野における国の防疫対応で重要な役割を果たす農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、必要な人員及び予算の充実を図り、総合的な獣医療危機管理体制を構築すること。